

1 検討体制

(1) (仮称) 狭山市防災基本条例市民検討委員会

- ・ 知識経験者、防災関係者、市民代表等で構成する組織を設置（委員 21 名）
- ・ 条例骨子案・素案の検討
- ・ 施策の具体的な推進手法等
- ・ 会議の公開・傍聴・会議録の公開等により、検討の経過を情報提供

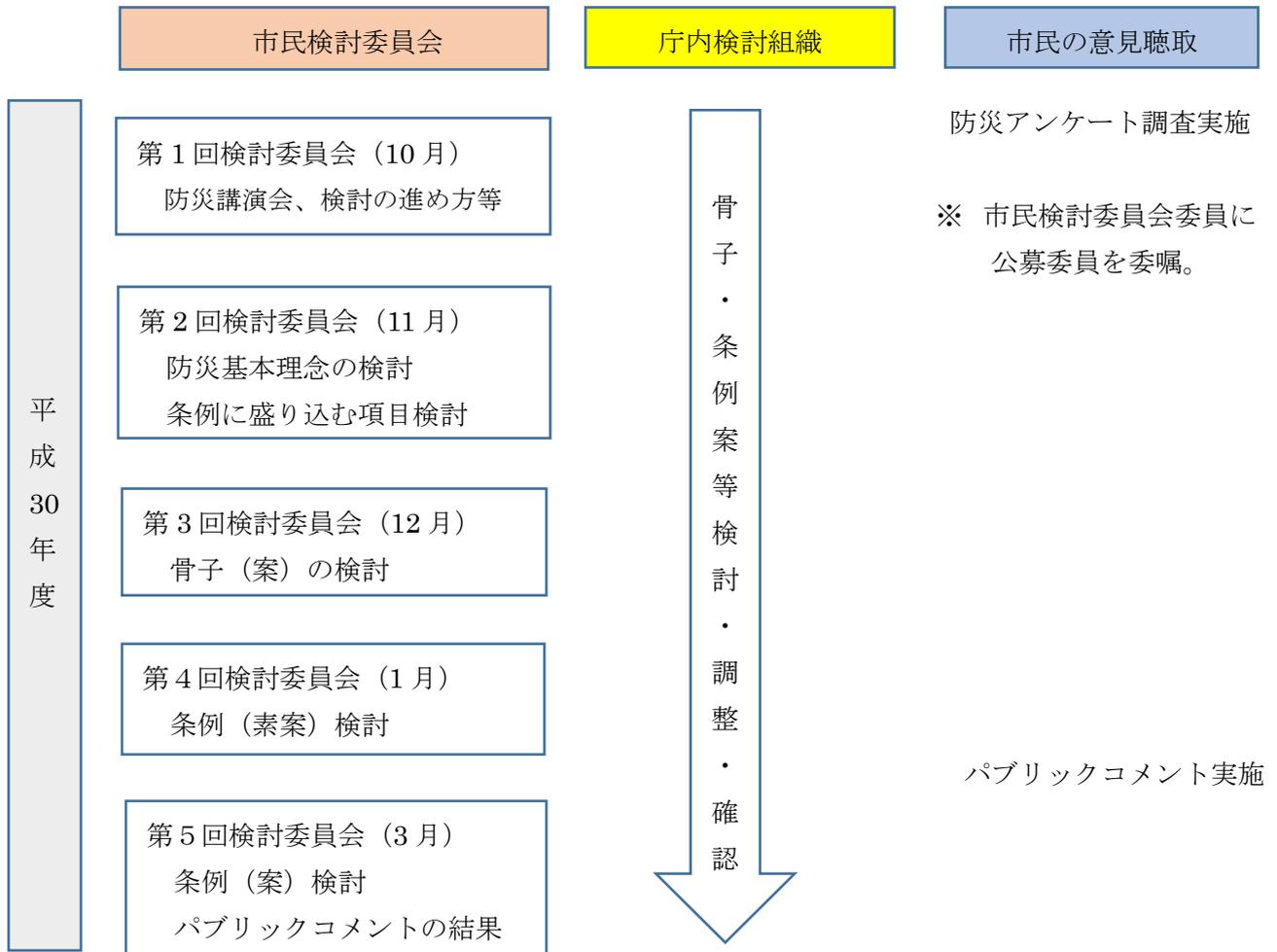
(2) 市民等の意見反映

- ・ 防災に関する市民アンケート調査の実施
- ・ 公募委員及び市内防災関係団体代表者、市内事業者代表を委員に選任
- ・ 条例素案等を事業者へ周知し、意見聴取
- ・ パブリックコメントの実施

(3) 庁内調整

- ・ (仮称) 狭山市防災基本計画庁内検討委員会を設置
- ・ 庁内検討委員会で具体的な内容の検討及び調整
- ・ 政策会議及び庁議において検討・確認

2 検討の進め方



平成 31 年狭山市議会第 2 回定例会 (6 月) 議案上程